

「航空会社が賦課する燃油サーチャージの旅行取引における取扱いに関する
通達の改定について」に関するパブリックコメントの募集について

平成20年6月13日

<問い合わせ先>

総合政策局観光事業課

(内線27-324)

国土交通省では、旅行取引における燃油サーチャージの取扱について、別添のとおり、「航空会社各社が賦課する燃油サーチャージの旅行取引における取扱いについて」(平成17年10月12日国総旅振第369号)を改定することを検討しているところです。

このため、広く国民の皆様からこの案に対するご意見を以下の要領で募集いたします。

皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。なお、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了解願います。

意見募集要領

1. 意見募集対象

「燃油サーチャージの旅行取引における取扱いに関する通達の改定について」(別添参照)

2. 意見募集期間

平成20年6月13日(金)～平成20年6月26日(木)(必着)

3. 意見送付方法

別紙の意見提出様式に、氏名、住所、所属(会社名又は所属団体名)、電話番号をご記入の上(又は同等の記載事項を記載したものにより)、以下のいずれかの方法で送付して下さい。

郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省総合政策局観光事業課 パブリックコメント担当 あて

電子メールの場合

電子メールアドレス：PLB_RSI@mlit.go.jp

国土交通省総合政策局観光事業課 パブリックコメント担当 あて

FAXの場合

FAX番号：03-5253-1563

国土交通省総合政策局観光事業課 パブリックコメント担当 あて

留意事項

- ・ 電子メールでのご意見の送付の場合は、テキスト形式として下さい。
- ・ 頂いたご意見の内容につきましては、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き、公開される可能性があることをあらかじめ御了承下さい。
- ・ 電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめご了承ください。

(別紙：意見提出様式)

国土交通省総合政策局

観光事業課パブリックコメント担当 あて

「航空会社が賦課する燃油サーチャージの旅行取引における取扱いに関する
通達の改定について」に対する意見

(フリガナ) 氏 名	
住 所	
所 属	
電 話 番 号	
意 見	